

令和5年第 3回
総 会
3月

白井市農業委員会会議録

令和5年3月7日 開会

令和5年3月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年3月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

4月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 3月20日月曜日
- ・事前審査会（案） 3月28日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1
- ・総 会（案） 4月 6日木曜日
午後4時00分から 東庁舎1階会議室101

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年3月定例総会に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

気温のほうも大分暖かくなりまして、今日は本当に暖かいです。

また、寒いときもありますけれども、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

梨の剪定作業も追い込みに入っているかと思いますが、今後の作業等頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会員規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年3月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年3月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、神々廻字長堀の1筆です。

地目、現況とも畑です。

地積1,983平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は62アール。

義務者は記載のとおり。

事由は使用貸借権の設定。

2番、神々廻字長堀の1筆です。

地目、現況とも畑です。

地積は4,224平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は62アール。

義務者は記載のとおり。

事由は使用貸借権の設定。

3番、清戸字角堀込の4筆です。

地目は3筆が山林で、現況が全て畑です。

地積が4筆合計で7,069平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は70アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定。

続きまして、2ページを御覧ください。

4番、復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は7,590平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は75アール。

義務者は記載のとおり。

事由は使用貸借権の設定。

5番、木字後山の2筆と屋敷下の9筆です。

地目、現況とも畑です。

11筆合計で1万5,093平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は219アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定。

6番、木字戸崎2筆と野口下の1筆です。

地目、現況とも畑です。

3筆合計で6,875平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は219アール。

義務者は記載のとおり。

賃借権の設定。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員

農業委員、2班班長の山崎です。

それでは、議案第1号、1番、2番、これ関連ありますので、一緒に報告いたします。

3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番、2番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、これまでも畑として利用されており、枯れ草で手入れが必要などところもありますが、葉物等も作付してありました。

侵入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかどうかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、現在、軽トラックですが、申請地の近くの農園に研修に行っていますので、当面は研修先の農機具をお借りするようです。

申請地にはパイプハウスがあり、ビニールを張り替えて、作業場にすると申し出ておりました。

労働力は本人1人で、年間従事日数は250日です。

新規就農でありますので、研修先でしっかり勉強すれば、技術力もつくことでしょう。

免責要件についても、下限の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当を判断いたします。

次に、議案第1号、3番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は3番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約2,7キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、きれいに耕うんされておりました。

侵入路は、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は農業学校の講師をしていまして、学校の農機具を借りて耕作するようです。

主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、ハンマーナイフ1台、管理機1台、マルチャー1台と、農機具はそろっております。

労働力は本人と、学校の生徒も授業の一環として手伝うようです。

年間従事日数は250日。

農業学校の講師をしていますので、技術力もあります。

免責要件についても、下限の50アールをクリアしております。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当にしないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、議案第1号、4番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は4番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から南に約400メートルに位置しております。

侵入路については、市道により確保されております。

申請地の現状ですが、以前に今回の義務者の会社が権利者として申請した土地でありましたが、耕作もされず荒れ放題でした。

この義務者が耕作を行えなかった理由は、購入当時、当該土地が法目長殿地区における土地活用の対象エリアに含まれていることを知らず、所有権取得後、数回にわたり、まちづくり協議会の会議に参加してきたが、計画の行き先に不明確な点があり、営業を行うには不安定な状況であると判断し、状況の推移を見守ってきたからです。

現在も、計画がいつ実行されるか分からない状態であるため、白井市の地元に拠点がある権利者の会社に当該土地を使用貸借し、耕作をしてもらうこととなりました。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、管理機1台、軽トラック1台、消毒用噴霧器1台。

リースで借りる機械は、小型ショベル、小型クレーン等、農機具はそろっております。

労働力は本人と、臨時雇用の2人の合計3名です。

年間従事日数は250日。

この申請地には、ホワジャオ、それから花卉類を作付けるようです。

ホワジャオとは中華の香辛料で、権利者本人が中国に仕事で勤務していた頃、栽培を学んだようですので技術力があります。

免責要件についても、下限の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

それから、議案第1号、5番、6番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

同一案件ですので、一緒に説明したいと思います。

資料5番、6番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北西に約800メートルに位置しております。

申請地の現状ですが、梨園できちんと耕作されており、現地確認の際も、剪定作業をしておりました。

侵入路についても、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告します。

権利者の所有している農機具は、トラクター2台、農薬散布機4台、選果機1台、フォークリフト1台、軽トラック2台、運搬車6台等、農機具はそろっております。

労働力は本人と、臨時雇用7人が農業に従事しています。

年間従事日数ですが250日、技術力もあります。

免責要件についても、下限の50アールをクリアしています。

今回は、個人から法人にするための申請し直しということで、現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可条件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番について、最適化推進委員の齊藤和博委員をお願いします。

齊藤和博委員 追加自体はありません。

ただ、本人と話した中で、取りあえず農業について、今後一生懸命やりたいということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の高宮正明委員をお願いします。

高宮正明委員 高宮です。

義務者の方とお会いしまして、これで2度目で、金銭面のトラブルで大丈夫かとお話しました。

権利者ともお会いしまして、農家の講師をして、7年間の農業もやっているということで、大丈夫じゃないかというので、それで賛成しました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

4番について、最適化推進委員の秋本善久委員をお願いします。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

山崎班長の報告のとおりで、特に補足説明らしいものはないのですが、事前審査のときに、くさぼつけというか、なっていることについて質問してみました、直ちにやりたいという、そういう意欲はありましたので、特に問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

5番、6番について、最適化推進委員の押田勝巳委員をお願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

ここの土地なのですけれども、前まで権利者が個人の名前で借りていまして、ここへきて法人をつくって、法人で3条の申請ということです。

なぜ法人化したかと聞いたら、結局、人を雇用するとか、頼むのに、法人でやったほうがいろいろ雇いやすいということで法人にしたらしいです。

経験も今までやっていますので、農業技術的には全然問題ないし、もっと面積も増やしたいと言っていましたので、やる気満々だと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番、2番については関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番、許可することに可決します。

5番、6番について関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5番、6番、許可することに可決します。

議案第2号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第2号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第12次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年3月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文となります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和4年度第12次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、神々廻字河原子の4筆です。

地目は田。

利用権設定面積が4筆合計で1,115平方メートル。

種類が使用貸借。

内容が蓮田。

期間10年。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりになります。

経営面積50アール。

新規です。

2番、神々廻字新駒の8筆です。

地目は田。

8筆合計で3,493平方メートル。

種類は使用貸借。

内容は蓮田。

期間は10年。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は50アール。

新規です。

3番、折立字堂ノ上の1筆です。

こちら一部になりますので、地目が畑。

面積が1,000平米とありますが、1,917平米のうち1,000平米です。

種類が使用貸借。

内容が梨畑。

期間が10年。

利用権を設定する者が記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は413アール。

新規です。

4番、神々廻字宮前の1筆です。

地目が畑。

利用権設定面積が178アール。

種類が使用貸借。

内容がハウス栽培。

期間が3年。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は81アール。

新規です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1番、2番、4番について、最適化推進委員の齊藤和博委員をお願いします。

齊藤和博委員

齊藤です。

1番、2番、これは同じ借りる方ですけども、今現在、蓮田を作っております。

今回その土地については、2か所とも、現在作っている土地の横の土地を借りて、そこに蓮田を作りたいということです。

ただ、田んぼに雑木が生えたりしておりますので、手入れにかかりますので、実際の作付については、一応来年からという形になると思います。

4番については、ハウスの中でナスを栽培するということです。

今現在、露地、ほかにもナス栽培をやっておりますけれども、増やして、若干ですけれども、今のところ120本ぐらい新規にハウスでナスを栽培したいということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の押田勝巳委員をお願いします。

押田勝巳委員 この土地は持ち主が遠くに住んでいまして、誰か作ってくれないかという要望が出ていました土地です。

今度借りる人が、梨の花粉用だか知らないけれども、シンコウを植えたそうです。

面積が2反近くあるのですけれども、その一部、1反借りまして、もう植えてある、棚も作ったという。

ただ、すごく荒れていたもので、重機を入れて、すごくかかったということで嘆いていました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 令和4年度第12次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、6ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年3月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページを御覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出になります。

続きまして、8ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

軽微な農地改良の届出になります。

続きまして、10ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和5年3月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちら4番まで、合意解約の届出になります。

それで表紙に返っていただきまして、(2)その他、4月の事前審査会、総会の日程について。

申請締め切りが3月20日月曜日。

事前審査会が3月28日火曜日。

第1班、午前9時から、本庁舎2階、災害対策室1。

総会が4月6日木曜日。

午後4時から、東庁舎1階、会議室101になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人